

作成日: 2020 年 7 月 22 日

JobKeeper 制度の延長

2020 年 7 月 21 日、政府は JobKeeper 制度を 6 か月延長し、来年の 3 月 28 日まで継続することを発表しました。この延長措置では、9 月 28 日以降も引き続きコロナパンデミックの重大な影響を受けるビジネスのみを対象とし、2 段階に期間を分けて補助金を支給します。

参照 : Extension of the JobKeeper Payment

https://treasury.gov.au/sites/default/files/2020-07/Fact_sheet-JobKeeper_Payment_extension.pdf

1. 延長の対象となる雇用主の条件

- 2020 年 3 月 1 日の時点でビジネス活動があること
 - 再度の Decline in Turnover Test で以下を証明できること
 - Aggregated turnover が \$ 1 Billion 以上の場合は、売上の落ち込みが **50%以上** であること
 - Aggregated turnover が \$ 1 Billion 未満の場合は、売上の落ち込みが **30%以上** であること
- * “Aggregated turnover” は海外の親会社やグループ会社を含みますが、売上の落ち込みは、各豪州子会社や各法人で判断します

Decline in Turnover Test で対象となる売上

第 1 延長期間 : 28 September 2020 ~ 3 January 2021

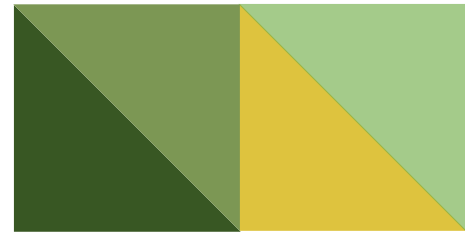
2020 年 4 月~6 月期、7 月~9 月期 (June and September quarters) 共に actual GST turnover でみて上記の売上の落ち込みを証明

第 2 延長期間 : 4 January 2021 ~ 28 March 2021

2020 年度 4 月~6 月期、7 月~9 月期、10 月~12 月期 (June, September and December quarters) 全てにおいて actual GST turnover でみて次の売上の落ち込みを証明

2. 従業員の条件

- 対象従業員の要件に変更はありません。



従業員の条件

- 2020年3月1日の時点で下記の全てを満たすこと。
 - 雇用されているフルタイム、パートタイム、もしくは12か月以上定期的なシフトで勤務しているカジュアルスタッフ。
 - 16歳以上。* 但し、経済的に自立していない16歳・17歳のフルタイムの学生は対象外となります(2020年4月24日に改定されました。改定前に支払われた給与に対しては、JobKeeperを支給すると発表されています)。

3. 支給額

第1 延長期間：28 September 2020 ~ 3 January 2021

- a. 3月1日直前の4週間で平均20時間/週以上勤務していた従業員：\$1,200/隔週
- b. 2020年2月に平均20時間/週以上ビジネスに携わった経営者：\$1,200/隔週
- c. a、b以外の従業員および経営者：\$750/隔週

第2 延長期間：4 January 2021 ~ 28 March 2021

- a. 3月1日直前の4週間で平均20時間/週以上勤務していた従業員：\$1,000/隔週
- b. 2020年2月に平均20時間/週以上ビジネスに携わった経営者：\$1,000/隔週
- c. a、b以外の従業員および経営者：\$650/隔週



この情報が必要な方へ転送いただければ幸いです。

弊所は、COVID-19 関連の法律情報共有サイトを立ち上げました。

同サイトでは、サイト内で共有させていただくことを条件に、事業主様からのご質問に無償でお答えします。

配信希望はこちらから

<https://www.lawshare.community>

免責事項

Katsuda Synergy Group Pty Ltd trading as Katsuda Synergy Lawyers、Katsuda Synergy Migration Pty Ltd、LawShare Pty Ltd (以下「KS Group」といいます。)は、当資料に掲載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。セミナー資料の場合は、セミナー内の説明で補填された情報は資料に含まれていないので、

- 当資料に掲載している情報は、一般的なガイダンスに限定されています。
- 資料内の和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。
- 法律の適用およびそのインパクトは、特定の事実関係によって大幅に異なることがあります。法律、規則、規定は、常に変更が加えられること、および電子的通信手段に（不可避免的）に内在する危険性や問題点を踏まえ、当資料に掲載される情報は、その情報提供が遅れたり、欠落したり、また不正確である可能性もあります。

したがって、著者あるいは発行者は、この資料においては法務あるいはその他の専門的なアドバイスあるいはサービスを提供しているものではないという認識で、当資料の情報を提供しています。そのため、当資料に掲載されている情報を、専門的な法務、その他の権限あるアドバイスの代用として用いるべきではありません。当資料の情報に基づき具体的な決定や行為を起こす前に、KS Group の専門家に相談することが肝要です。

当資料では、信頼できる情報源から得た情報を、確実に掲載するようあらゆる努力をしておりますが、KS Group は、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。当資料に掲載されている全ての情報は、その時点の情報が掲載されており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。

いかなる場合にも、KS Group、その関連するパートナーシップ、法人、パートナー、代理人、ならびに従業員は、当資料に掲載されている情報によって決定を下したり、あるいは行為を起こしたことにより、結果的に損害を受け、特別なあるいは同類の損害を蒙ったとしても、またその損害の可能性について言及していたとしても、一切の責任を負いません。

当資料で掲載されている外部サイトへのリンク（あれば）は、第三者が運営しているもので、KS Group は管理していません。KS Group が、その正確性や第三者のサイトに掲載されている情報について内容の正確性を保証ないし推奨するものではありません。

*KS Group は、オーストラリアにおける法律サービスネットワークのメンバー法律事務所およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、法律情報や実務ツールの提供および各分野の法律アドバイスをクライアントに提供しています。